

第1回 地方における規制改革タスクフォース 議事概要

1. 日時：平成30年4月4日（水）13:53～16:59
2. 場所：中央合同庁舎4号館12階共用1214特別会議室
3. 出席者：
 - （委員）高橋滋（主査代理）
 - （専門委員）濱西隆男
 - （説明者）消防庁：緒方消防庁次長
渡辺消防庁危険物保安室長
 - 総務省自治行政局：篠原総務省大臣官房審議官
 - 総務省自治税務局：稲岡総務省大臣官房審議官
川窪総務省自治税務局企画課長
 - （事務局）荒木参事官
4. 議題：
 - （開会）
 - 1. 改善方策の検討結果について（総務省からヒアリング）
 - （閉会）
5. 議事概要：
 - 高橋主査代理 時間より前でございますが、いらっしゃっておりますので、規制改革推進会議の第1回「地方における規制改革タスクフォース」を開催したいと思います。皆様方には、御多用の中御出席をいただきまして、ありがとうございます。
 - 現在、地方団体の間におきまして手続上の書式・様式が異なることによって事業者の負担となっているものについて、改善方策の検討を進めていただいております。規制改革推進会議での議論の前に専門的検討を行うために本タスクフォースが設置された次第でございます。
 - 本タスクフォースは、資料及び議事録を公開することとしておりますので、御了承をお願いいたします。
 - それでは、議事に入らせていただきます。本日は、改善方策の検討結果について、消防庁、総務省自治行政局、自治税務局からヒアリングを行いたいと思います。
 - それでは、まず、消防庁にいらっしゃっていただいておりますので、御説明を頂戴したいと思います。よろしく願いいたします。
 - 緒方次長 消防庁次長の緒方でございます。よろしく願いいたします。

消防庁に関しましては、2件が懸案として上がっているところでございますけれども、順次御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、資料の1ページ、危険物仮貯蔵・仮取扱承認申請書の関係でございます。この申請書でございますけれども、危険物の貯蔵及び取扱いにつきましては規制がございまして、一定量の貯蔵・取扱いにつきまして許可が必要となっておりますが、10日以内に、仮に貯蔵すること、また取り扱うことにつきましては、承認を受けることで可能ということに仕組み上なっております。この承認に関する申請書の関係でございますけれども、消防法令自体では様式の定めはないところでございます。

今回の御要望を承りまして、数十程度の消防本部の書式を改めて確認させていただきました。申請する方の住所とか氏名、仮貯蔵・仮取扱いの場所など、こういった主な内容につきましては大体共通に申請書の中にあるわけでございます。その一方で、取り扱う場所の用途地域はどうだとか、場所の概況を少し詳しく書いてもらう記載事項があったりなかったりという違いがあったり、また、記載事項につきましてもその順番が違ったりということで、様式という観点では必ずしも統一されているものではないということを確認させていただいたところでございます。

今後の方針といたしましては、消防関係の全国団体で全国消防長会というのがございすけれども、そういった場などを通じまして全国の消防本部の御意見なども聞きながら、消防庁としまして標準的な様式の例とか記入例をつくっていきたいと考えており、この方針で進めていきたいと思っております。

2つ目に移ってよろしいでしょうか。3ページ、危険物保安監督者選任・解任届出書でございます。危険物の安全という観点で取扱い、また貯蔵等につきまして制約があるという話は先ほど申し上げましたけれども、その制約の一つといたしまして、保安体制をしっかりとっていくといった観点で、一定の規模の施設につきましては危険物保安監督者という者を選任することになっておりまして、それを市町村長に届出を行うことになっております。この選任届につきましては、危険物の規制に関する規則の中で具体的に様式を定めておりまして、今回いただいております御要望は、この選任届出書の様式自体ではなくて、それに添付します実務経験を証明する書類のことだと理解しております。これにつきましては、消防庁におきましては、具体的には様式例を全国の消防本部に対して通知で示しております。基本的には任意のもので構わないとしながらも、事務を円滑にする観点で様式例を示させていただいているところでございます。

今回、御要望として上がってきた話を受けまして、この件につきましても幾つかの市町村の様式を集めてみたところ、市町村によっては、消防庁が示している以外の項目の記載を求めている例が確かにございまして、これにつきましても、様式例が現状のままでいいのかということを改めてこの機会に検討させていただきたいと思っております。その上で、再度、通知で、全国の消防本部に対しまして周知をさせていただきたいと考えております。

こういった取組によりまして、各現場レベルにおきましても、事業者との間で円滑に進

んでいくように、消防庁としても鋭意取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○高橋主査代理 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの消防庁の御説明につきまして、御質問、御意見等を頂戴していきたいと思います。まず、危険物仮貯蔵・仮取扱承認申請書についてということでございますが、いかがでしょうか。

では、私のほうから。まず、事前の回答よりかなり前向きな御説明を頂戴しまして、まことにありがとうございます。ぜひそういう方向でやっていただければと思うのですが、その前提として、まず私どもの認識を申し上げておきたいのですが、昔の紙の時代だと、様式が多少ぶれていても、結局手で書くので、出す側は余り障害に感じていなかったのです。ただ、電子化の時代になって、電子的な様式になってしまいますと、それに機械的にコンピューターで入れていきますので、様式が壊れると自動的に入っていかなくなってしまうということがあって、そういう意味では、様式が違うことについての事業者の負担感が紙の時代よりも非常に大きくなっているという現状が多分あると思います。

かつ、むしろIT化を進めている企業ほど、事務的な総務部門のいわゆる人を省略して全部IT化しているところで、ITに頼らずに手で書かなければいけないということになると、そこは省力化している総務部門のところで負担がかかるということについては大きな負担感があるということです。

多分、こういう問題が出てきた背景には電子化の進展というのは極めて大きいのだろうと思います。そういう意味で、紙の時代の認識、それから行政のほうで電子化が進んでいないという現状があって、受け取る側に余りそういう問題意識がなくて、事業者と行政の間でかなりギャップがあるという現状がある。そのギャップを埋めていかないと、事業環境の改善というところに、国民経済の発展、産業競争力の発展、回復という意味では、なかなかその課題が達成されていないのではないかとということで、規制改革としては書式の統一というのは喫緊の課題だと。

そういうことをぜひ地方公共団体に、そういう現状認識に立ってこれを進めているのだと。要するに、紙の時代と大きく違う事態があってこういう統一化のお願いをしているのだということをぜひ自治体のほうにお伝えいただいて、御協力いただきたいということでございますので、まずはそれをお願いしたいです。そこはよろしいでしょうか。

○緒方次長 そういった点も含めて通知を出すときには進めていきたいと思います。

○高橋主査代理 その上で、かなりお調べいただいたというお話なのですが、記載の順番がずれているということ自体でもIT化にとっては障害なのです。そういう意味で、項目の共通性は危険物の場合は高いのではないかと。当然、地域的なバリエーションがあって、こういうものを自治事務なので求めたいというような追加的な項目があるのは我々も否定しませんが、その場合にもぜひ、共通書式の書式は崩さないで、プラスアルファのところは書式のプラスアルファのところ項目をつくっていただくという形で、共通

書式を使いながら自分の自治体のバリエーションを反映できるような形をとっていただきたいということをお願いできないか。

これは子ども・子育て本部にも、現在、就労証明書について、保育所に入るときに全国の自治体で共通化することをお願いしています。その際、同じように自治事務ですから、バリエーションがあるのです。ただ、様式が違くと企業の総務部門が負担になっているので、そこは統一書式を使っていただいて、プラスアルファのところは書式を崩さない形で項目を求めるということで、今、お願いしているという経緯もございます。そういう形でできないかと思っているのですが、いかがでしょうか。

○緒方次長 それは極めて合理的でごもっともだと思いますので、そういったことで検討していきたいと思います。

○高橋主査代理 そうですね。これは、我々はお尻が切られていないのですけれども、事務局、どのぐらいのペース感ですか。

○緒方次長 全国の各消防本部にも照会しながら進めていきたいと思っていますので、どれぐらいでできるのですかね。

○渡辺危険物保安室長 危険物保安室長の渡辺でございます。

全国の消防機関との調整もありますので断定はできませんけれども、少なくとも年度内には我々としての案をお示しして、意見集約を図るようなプロセスをとるようにはしたいと思っております。

○高橋主査代理 濱西専門委員、いかがでしょうか。

○濱西専門委員 今の高橋主査代理からの発言をもう一度ブレイクダウンして申し上げますと、統一様式の部分と追加する部分を分けることによって、統一様式の部分については全国統一ですから、そこは同じように記載していけばいいような話になる。それから地方自治の時代でもございますので、どうしてもこの項目は当市にとって必要だとか、そういうお話があるのであれば、共通様式と言いながら全国統一的な項目と、その他、記載していいような項目に分けていただいて、そちらの部分についてはまた別に記入していただく。そのような形でやれば、事業者からすると統一様式の部分はどこでも同じように記載すれば済む。追加があれば、そこは個別に対応する。そういうことで負担感が減るのではないかということで申し上げた趣旨で、そういうことで御理解いただいているということでもよろしゅうございますでしょうか。

○緒方次長 はい。そういったふうに理解させていただいています。

○濱西専門委員 あともう一点、できるだけ共通様式を整えていただきたいところですが、自治体の都合もあろうかと思っておりますので、共通様式をつくるに際しては、全国消防長会と先ほどおっしゃられたように思いますが、そちらのほうとよくお話を進めながら、あるいは特によく届出をしているような事業者の御意見等も聞いていただければ聞いていただいて、ニーズを把握した上で御対応をお願いしたいと思います。

○高橋主査代理 よろしいでしょうか。

あと、事業者から、自治体のホームページに記載例があると手間が省けるというお話があります。多分、これは自治体独自のものについて、どのように記載したらいいのかよくわからないということだろうと思います。そういう意味で、我々も別に自治体独自の記入項目をつくっては悪いという話を申し上げるつもりは毛頭ございません。そのように独自の記載例を設ける場合には、わかりやすいように、このような記載が望ましいのです、ということ自治体のホームページで出していただくようなことを自治体をお願いしていただくことはできますでしょうか。

○緒方次長 わかりやすく示すということは大事なので、そういったこともあわせて通知を出すときにはやってみたいと思います。

○高橋主査代理 では、ぜひその辺も含めてお願いしたいと思います。

では、危険物仮貯蔵・仮取扱承認申請書についてはこのぐらいでよろしいでしょうか。事務局もいいですか。

○荒木参事官 はい。

○高橋主査代理 次は、危険物保安監督者選任・解任届出書でございます。これは要するに、添付書類の話、実務経験を証明する書類という話だと思いますが、証明書の様式というのは規則にならないような項目なのではないでしょうか。

○緒方次長 それは、規則に引き上げてやってみてはどうかという話でしょうか。

○高橋主査代理 はい。

○緒方次長 ということは、様式もがちっと固めて、それ以外は認めないというようなことにしていくということなのですかね。

○高橋主査代理 そうですね。この届出書自体は、もともと全国统一の様式でされているわけですね。

○緒方次長 届出書自体はそうです。

○高橋主査代理 これは規則で定めているのではないのでしょうか。

○緒方次長 これは全国统一でやってきていますので、それは規則で書いています。その実務経験を証明する部分だけは、添付書類という位置付けということもあって、もともと規則の中では規定していなかったのだらうと思います。

○高橋主査代理 そこは規則にはなじまない。

○緒方次長なじまないというか、1つは、この証明書なども、確かに各自治体でいろいろと違うのですけれども、それはそれで。

○高橋主査代理 合理性があると。

○緒方次長 それで地域ごとに動いている部分もあって、それをまた統一。一応、統一様式というのは項目なども示していきたいとは思いますが、その上でさらに完全にそれに合わせなければいけないとなってくると、事業者にとってかえって負担になっていくことがないのかどうかというのも少し心配したりするのです。

○高橋主査代理　どんなバリエーションがあるのでしょうか。ちょっと御教示いただければと思います。

○渡辺危険物保安室長　もともと危険物保安監督者の選任要件の一つとして、危険物取扱者という国家資格を有するというものがありまして、それに加えて6カ月の実務経験を法令上要求しておりまして、元の危険物取扱者の免状の交付番号とか取得日といったものを追加しているところがございます。あと、どういった実務経験を有しているのかということ、基本的には雇用者の方が証明するような形になるわけですが、具体的にどこの危険物施設で就業していたのかとか、そういった部分を具体的に書かせたりしているような自治体がございます。

○高橋主査代理　要するに、どういう場所で実務をやっていたのかと、実務経験の場所ですか。わかりました。

これも同じで、どうなのでしょう。交付番号とかは必要でしょうか。別に証明書には必要だということではないというももとの御認識だったのですよね。そこはいかがでしょうか。

○渡辺危険物保安室長　我々のほうで、過去、通知で、実務経験を証する書類の様式自体は任意ですよと言いつつ、先ほど次長からも御説明しましたとおり、一定の様式例は示しておりまして、その中では特に危険物取扱者の免状情報は入れておりません。地方のほうで具体的に入れている場合があるということがございます。入れたほうが確かに、実際に働こうとしている危険物施設の危険物の種類に適合しているかどうかとか、実際にどういう資格を持っているのかというのを具体的に把握できますので、有用ではあるかと思いますが、国として通知を出した段階では、必ずしも必要ないという判断で通知をさせていただいています。

○高橋主査代理　なるほど。わかりました。ちょっとお聞きしただけです。

付加して要求するだけの合理性があるということであれば、これを無理に統一しろという話にはなりにくいと思います。どうでしょうか。これも同じように、追加するのだったら統一書式の欄につけ加えて入れてくれというような形でやっていただくと統一書式が壊れなくて済むと思います。ぜひそういう形で依頼していただければと思いますけれども、そこら辺はいかがでしょうか。そういうことをやっていただけるということはありませんかと思うのですが。

○緒方次長　やっていく際には、まず基本があって、その基本は崩さずに追加していくような形になっていくように工夫をしていきたいと思っています。

○高橋主査代理　濱西専門委員、いかがでしょうか。

○濱西専門委員　議論が少し戻るのですが、届出するに際して必ず添付をしろというのであれば、やはりきちんと実務経験証明書の添付が必要だという法令上の根拠が要るのではないのでしょうか。というのは、それなしで出てきた場合に、法令上のちゃんとした書式にのっかって出していますよと言われたら、届出として受け取らざるを得ないことにもな

って、そこでトラブルになってしまう可能性があるので、根拠は必要ではないかというのが私の問題意識です。

あとは基本的に高橋主査代理が今御指摘されたような、先ほどの件と一緒にすけれども、共通様式にそろえていく。外れたものは別にするだとか、あと、どうも実務経験の書き方がかなり重要みたいですので、そのあたりを独自に追加するのであれば、記載例みたいなものがあると事業者の負担が軽くなるのではないかと思います。このあたりは高橋主査代理がおっしゃったことと同じです。

○渡辺危険物保安室長 今、先生御指摘の添付させることについての根拠なのですけれども、ちょっと変則的な形の規定ぶりになっておりまして、法律段階で実務経験を要求していきまして、危険物の規制に関する規則という省令段階で、様式は定めておらないのですけれども、選任の届出をするときに実務経験を証する書類を添付しなさいという規定はございます。

○濱西専門委員 済みません。そこはちょっと誤解でございました。訂正させていただきます。

○高橋主査代理 余りバリエーションがあっても困りますので、そこはなるべく統一書式に逸脱しないような形で必要最小限度のものに。事業者の負担という点で言うと、比例原則もありますので、余り何でもかんでも欲しいとって記載させるのも問題だと思いますので、そこはモデル様式との絡みで必要最小限度、比例原則を超えない形で添付してくださいという趣旨の技術的な助言はぜひお願いしたいと思います。そこはよろしいでしょうか。

○緒方次長 御指摘を受けて、しっかり取り組んでいきたいと思えます。

○高橋主査代理 では、この件についてもこれぐらいでよろしいでしょうか。

事務局、これでいいですか。

○荒木参事官 はい。

○高橋主査代理 これも1年ぐらいの間にやっていただけるということですか。もうちょっと、そこら辺はどのぐらいですか。

○緒方次長 1年ぐらいで。

○高橋主査代理 では、そういう形でお願いします。

かなり早い時間に終わってしまいましたが、必要な議論が済みましたので、本日はお忙しいところをどうもありがとうございました。引き続き、何とぞよろしく申し上げます。

(消防庁退室)

(総務省自治行政局入室)

○高橋主査代理 定刻より前でございますが、いらっしゃいましたので、再開したいと思います。

それでは、総務省自治行政局のほうから御説明を頂戴したいと思います。本日はお忙しい中、ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○篠原大臣官房審議官 自治行政局の審議官の篠原でございます。どうかよろしくお願ひ申し上げます。

私どもでいただいています課題としては、入札参加資格申請書等の標準化、統一化といったことについてのお話かと理解しております。

基本的なスタンスとして、競争入札の参加資格につきましては、御存じのとおり自治法施行令の167条の5あるいは167条の11といったところに規定があるわけでございますけれども、そこにおいては特段、手続について規定しているものではないということでございます。まさにいかなる要件を参加資格とするかというのは、そこで各自治体が決められるようになっておまして、その地域の実情に応じまして適宜定めているものでございます。

したがいまして、その要件に応じた形の申請書類、添付書類が各自治体において求められているということでございますので、国として統一的なルール化をするというのはなじまないと考えております。

ただ、御指摘のとおり、競争入札参加資格審査申請書におきましても、私どもも見てみましたが、各地方団体において審査に最低限必要とされる項目や添付書類、共通のものについては確かにあり得ると考えられまして、当該必須項目について統一化するといったことも考えられるのだろうとは思いますが。

一方で、統一化を考えた場合に、六団体も指摘をしているようでございますけれども、あと、経済界のほうも御認識はあるようでありますが、既に電子申請をされている自治体もかなり増えております。そうしますと、様式の統一化となりますと、既存システムにおける影響といいますか、コストの増をどう考えるかといったなかなか難しい問題がございます。そこについて考慮する必要があるというのが私どものスタンスでございます。

以上でございます。

○高橋主査代理 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等をしていきたいと思ひますが、まず、私のほうから。どうも前向きな御回答をいただきまして、まことにありがとうございます。

私どもの問題意識なのですが、電子化の時代ということがあって、紙の時代ですと、そんなに様式の統一とか添付書類の統一は余り取り立てて問題意識が生ずるような余地もなかったと思うのですが、やはり電子化の時代になると、いわゆるデータのフォーマットが崩れていると、それ自体でデータが機械的に入っていかなくなるという現状があって、そういう意味では、まさにフォーマットを崩さない形で様式を組むというのが極めて重要だと思います。

かつ、電子化そのものを進めるというのは自治体の行政スタイルの効率化とかいう点で極めて重要ですし、産業競争力という点でも、建設業やさまざまな業の競争力をつける。外国資本の導入も促進するという意味では極めて重要なことだと思ひますので、これ自体は自治行政局にとっても重要な課題ではないかと私自身は思っています。そういう意味で

は、自治行政局としても、自治体の行政スタイルを効率化していくという点で、入札において電子化を進めることについて積極的に取り組んでいただける余地はないのかと。例えば、個人情報保護などでも研究会をつくったりして技術的助言をするためのいろいろな検討をされているということもあると思いますので、ぜひこういう入札手続の添付書類や書式の電子化を進めることと、その電子化を進める一つの手法として、様式や添付書類を最小限度のものを統一化していく。そういったことは御検討の余地がないのかというのをまずお伺いしたいと思ったのですが、そこはいかがでしょうか。

○篠原大臣官房審議官 おっしゃるところは御指摘のとおりだと思いますが、1つは、既に電子申請、特にオンラインでの入札資格等について、国交省のほうでオンラインのコアシステムがあるようでございます。各自治体の導入している様子を私どもも調べてみますと、結構、国交省のこのシステムをもとにしたものを、ある意味カスタマイズを若干して入れてきているということもあるようございまして、これがために進んできたということもあるようございます。

そういう意味では、私どもが言わずとも既に進んでいるところがあって、実はこれは平成26年に国交省から通知が出ております。その中で、これは国の機関に対するものでもあるわけでございますが、入札契約に関する書類、図面の簡素化、統一化、それから競争入札参加資格審査などの入札契約に対する統一化を進めるものとする努力義務がかかっておりまして、これは地方公共団体にも通知をさせていただいております。そういう意味では、技術的な助言は既にしているところでもございまして、ある意味、どちらかというところの世界はシステムがまず先行して、システムに乗った形で自治体も変えていく、国の機関も変えていくということに今なりつつあって、そこに私どもがまた改めて新しい標準みたいなものをつくり込みなり、考えて統一的なものをお示ししたりすると、かえって混乱が生じる懸念もあるのかなと思っております。

行政サービス全体の電子化というのは大変大事なことでありまして、取り組むべき問題だと思っておりますけれども、入札関係については先行しているものがあるものですから、そことの関係を考える必要があるのではないかと考えております。

○高橋主査代理 国交省の作業については我々も認識しております。行政手続部会で国の手続の統一化との脈絡においてその話を聞かせていただきました。そちらのほうは今度、添付書類をなくすとか簡素化する、押印の省略とか。電子化を進めるためのお願いをしているのです。ただ、そのところで、国交省いわく、これは自治体に対しては任意ですという御回答だったと思います。ですから、国交省としては、そこは自治体に対してはそんなに強く働きかけをすることにはなっていないというのが私の理解だったのですが。

○篠原大臣官房審議官 これには努力義務がかかっていると私どもは認識をしております。閣議決定をされて、これに基づいて自治体もと。私どもはそれを受けて、国交省と連名で各自治体にも通知をしているはずなので、それに従って国交省のほうもこのフォローアップもしていただいているようですので、それは通知を出すという意味で、これでお願いし

ますということを行ったという意味では、同一ではないかと思っております。

○高橋主査代理 確かに技術的な助言もされているというのはそうなのですが、ただ、若干は進んでいるというところもあるのですけれども、アレンジもされているというお話も今あったと思います。アレンジされてしまうと、これは先ほど申し上げたように、書式が壊れてしまって自動的に入っていかなくなる。そういう意味では、そのところのアレンジの仕方も考えていただくことが自治体には必要だと思います。さらに言うと、国交省マターでありつつも、自治体の行政運営の効率化というところでは自治行政局マターでもあるので、自治行政局としても何らかの取り組みをしていただきたいと思います。そこはいかがでしょうか。というか、我々も行政手続部会で作業を行っていますが、国交省からは地方公共団体に対する取り組みという形では聞いていないので。

○篠原大臣官房審議官 私どもとしては、これに基づいて助言をしていると。それに従って、これに限らないわけですが、ほかの項目についても、例えば入札の仕方とか、予定価格の公表の仕方とか、今回とは関係ありませんけれども、それも含めて国交省の通知、あとは地域要件ですとか、どんな形で事業者配慮ですとか、よく私どもも国交省と並びで御説明をさせていただいて、地方公共団体にも国交省と並んでお願いを申し上げている立場でございます。そういう意味では、私どもとしては、総務省としても自治法245条の4第1項の技術的助言を申し上げているところでございます。

それから、カスタマイズの話なのですが、これも調べてみないとわからないところがあります。ただ、多分、自治体も昔ほどそんな自前のスクラッチにこだわっているわけではないと思いますので、むしろパッケージのほうが最近では手軽で、かつ変えやすいということなので、恐らくはパラメーターの範囲での扱いで、標準パッケージソフトを変えずに、その中での変え得る変数のところでやっているのが大半なのではないかとは思っています。

○高橋主査代理 いかがでしょうか。

○濱西専門委員 幾つかお聞きしたいのですが、まず1点目は、19年に規制改革の3カ年計画が出されているわけです。それで先ほど、国交省との連名の御通知を出されたとか、公共事業の分野については一定の取り組みをされているというお話だったのですが、公共事業と並ぶ、物の購入みたいな、そういう話ですね。公共事業以外の部分についての取り組みがどうなっているのか。

2点目は、既存システムのコスト面というお話があったところなのですが、ある程度様式みたいな話であると、それほど改修コストはかからない可能性があるという話と、改修コストがかかる場合においても、ずっとシステムを使っているということはまずなくて、数年ごとに更新をしていったりしていますので、そういう機会とか、コスト面についてはいろいろな方法があると思いますので、そうしたことも考えていただくことが必要ではないか。

3点目は、具体的に公共事業に限らない、物なども含めて、事業者がどこで困っているのか、そういう事業者の声。入札というのはかなりいろいろな企業が参加しているわけで、

比較的ニーズをつかまえやすいところだと思いますので、そうした声をぜひ聞いていただいて、地方団体との調整ももちろん地方自治ですから必要だと思いますが、事業者ニーズを踏まえた上での技術的助言ができないかどうか。

したがって、御回答は1点目と3点目についてお答えいただければと思います。

○篠原大臣官房審議官 まず1点目でございますけれども、物の購入のほうです。国交省の中心は公共事業なんでしょうけれども、入札はいろいろなバリエーションがあって、当然、物品の購入というのもあるわけでございます、これは経産省が中心だと思いますが、事業者からの物の購入、例えば石油製品とかについても、これは中小企業庁からも通知が出たりしております。したがって、そういったものも含めて、私どもは自治体に通知しております、今回の先ほど申し上げた国交省のコアシステムについては、物品の購入についても対象にしているようでございますので、それも含めて入札の資格といったものが適用されるのではないかと考えております。

2点目ですが、御質問ではないということでございましたけれども、結構、様式は単純な改修と思っても、かなりお金はかかります。例えば、現在取り組んでいるところでございますけれども、マイナンバー、それからマイナンバーカード、住民票、これに旧氏を記載するというお話がありまして、男女共同参画の観点から、私どもはこれに取り組んでいるわけでございます。マイナンバーは国が始めた事務なので、そういう意味では国費をお認めいただいたというのもあるわけでございます。しかしながら自治体の改修については、単に旧氏の枠をつくることが主眼でございます。これで200億かかります。あらゆるものに既存のシステムは影響が出てくるものでございまして、かつ自治体の数は1,700以上ございます。そうしますと一個一個のシステム改修は小さくても、それが積み上がると、実は相当なコストがかかるということでございます。

それから、事業者の声をお聞きするのはやぶさかではなく、そういったものを踏まえて、私どもは自治体に対してもいろいろな調整なり御助言をさせていただきたいと思っておりますので、その点はよろしく願いいたします。

○高橋主査代理 1つは、経産省の中小企業関係の通知、技術的な助言という話なのですが、必ずしも包括的なものではないはずですね。我々の行政手続部会でも、入札と物品購入は分けて取り組んでいただいているということもあります。そういう意味では、各省でやっていますからということではなくて、自治体全体の電子化の推進という観点から、自治体行政局として前向きに取り組んでいただくということは考えられないかと思うのですが、そこはいかがでしょうか。

○篠原大臣官房審議官 各システム、例えば厚生労働省で言ういろいろな生活保護のシステムですとか、各省が、これはいいか悪いかは別にして、縦割りの形でいろいろなシステムが実際に入ってきたりしております。ですから、マイナンバーを入れるときもそういうところとの調整をどうするかということがあったりして大変苦労したところがございますけれども、そういったものも含めて、各省と協力しながらやっていかないとなかなかこ

れも実が上がらないお話でございますので、自治体全体のシステム、情報システム課等でやっていると思いますけれども、そこだけではなくて各原課、部局でやっているシステムも多くて、各自治体においてもそこに対する調整というのが非常に難しくなっております。そういったものを踏まえながら、私どもも取り組んでまいりたいと思っております。

物品の購入についても、御指摘のとおり中小企業庁だけでは包括的に捉え切れていないのかもしれませんが、そこについても目配りしながら取り組んでまいりたいと思います。

○高橋主査代理 自治行政局として、自治体の行政運営システム効率化とか、地域の活性化の視点から、地域の地場産業の競争力の向上を考えると、入札手続の電子化というのは極めて大きな課題だと思います。電子化を進めれば、最小限度のものについては統一という話が出てくると思いますので、ぜひそういう観点から自治行政局として取り組んでいただきたいということだと思っております。繰り返しですが、いかがでしょうか。

○篠原大臣官房審議官 御指摘を踏まえまして、検討してまいりたいと思います。

○高橋主査代理 どうぞ。

○濱西専門委員 今、私どもは事業者負担の軽減ということで、作業時間で換算するのですけれども、20%以上の削減を目指すということで作業をしているところです。したがって、そういうことに鑑みて、地方公共団体におきましても入札の手続について20%以上の削減を目指すような、もう少し前向きな取り組みを自治行政局としても促していくのこののですかね。そうしたことが求められるのではないかと思うのですけれども、そうした観点はいかがでしょうか。

○篠原大臣官房審議官 今、20%という数字が私にとっては唐突に出てまいりましたので、事業者負担について何をもって20%というのかというのは、そこはちょっとまたお話をお聞きしないとわからないところがございますけれども、行政サービスを向上していく、事業者負担の軽減というのは進めていくべき内容だと思っておりますので、その点で検討してまいりたいと思っております。

○高橋主査代理 20%の話は、国のほうはやっている。その関係で、地方公共団体もそれにふさわしい取り組みをお願いしたいという話だと思います。

お金の話があるのですけれども、電子化を進めるにはお金が確かに必要で、先ほど旧氏を入れるために200億かけたというお話があったのですが、これが自治体にとっては大きな課題なのだろうと思います。この辺は国としても、これは自治財政局との調整もあると思うのですが、積極的に予算的な措置をしていただくことは考えられないのでしょうか。

○篠原大臣官房審議官 恐らく自治体は国費でやれという話だと思います。地方交付税ですとマクロでは総額が決まってしまうので、その中の特にシステム改修などという話は包括算定経費というところに入ってきますので、包括算入方式でやっておりますので、そのために見えないということだと思っております。

ただ、そうすると、例えば私どももマイナンバーで経験しましたけれども、マイナンバーという非常に大きな事業で、かつ新しい、ゼロから立ち上げるような話であれば統一化

もしやすく、その中で私どもも国費を数年かけて措置をいただき、何とか進めてきたところ。それぐらいの取り組みが政府として自治体に対してないと、あるいはそれだけの動機づけがないと、なかなかこれは難しいお話かと思っております、やはりどうしてもそこで躊躇されてしまうのは財源の問題。そこに向かうのは非常にいいお話なのですが、誰もが誰がどうやって負担するのかという問題が出てくるわけでごさいます、その問題を解決しないとなかなかこの問題は前に大きくは進んでいかないのかなと思っております。

○高橋主査代理 ですから、財政当局ともよく積極的に交渉していただいて、これははっきり言って安倍内閣の大きな目玉の一つで、国全体の国民経済の向上からいって電子化は必須だという方針が決まっています。未来投資会議等でも安倍内閣の目玉として取り組んでいて、その中で我々も行政手続コスト削減の柱として電子化を進めることになっていきます。ぜひ財務当局とも交渉していただいて、積極的に予算をとって進めていただくという方向でお願いしたいと思うのですが、そこはいかがでしょうか。

○篠原大臣官房審議官 それは相当の位置づけを規制改革推進会議でやっていただいて全面的にサポートすると、国費で全額措置されるというお話があるのであれば可能かもしれませんが、なかなか難しいかと思っております。

○高橋主査代理 事務局、どうですか。そこはやはり、これは安倍内閣の目玉なのでしよう。

○荒木参事官 目玉は目玉だと思いますが、予算の話当会議ですることにはなかなか難しいかと思っております。

○高橋主査代理 予算的な話はなかなか、それはまた別の話だと。

○荒木参事官 そうです。

○高橋主査代理 そうですか。わかりました。

ただ、ぜひ積極的に。こちらから財務当局に予算をとれという話は難しいという話が事務局からありましたけれども、自治体からすると電子化を進めるためにはお金も要するという話になると思いますので、そこは財務当局と交渉していただきたい。こういう問題について別枠で予算をとるというのはなかなか難しいのですか。

○篠原大臣官房審議官 毎年の予算措置を別枠でとるという話は相当大的な話でないと、例えば、今年は衆議院の選挙がありますとか、国勢調査がありますとか、そういったものは別枠になりますけれども、国・地方をあわせてこういうことを最重要課題として取り組むから、別枠予算ということで確保していただければ、それはあるかもしれませんが、それぐらいの大きなお話だろうと思っております。

○高橋主査代理 わかりました。我々も、お金をぜひ考えてくれという話はどこかでしなければいけないと思っております。そこら辺はぜひ連携して取り組みたいと思っておりますが、それプラス、先ほど言ったように、書式の最低限の統一化というのは、具体的に今年度ぐらいには御検討いただけるということをお願いできますでしょうか。

○篠原大臣官房審議官 今、申し上げたような条件を踏まえながら、検討してまいりたいと思います。

○高橋主査代理 わかりました。

濱西専門委員、どうぞ。

○濱西専門委員 先ほどちょっと舌足らずで失礼しましたが、先ほど申し上げましたように、国においては20%の事業者の作業の時間を削減するというので取り組んでいまして、先日、別の部会なのですけれども、行政手続部会のほうでも同じ総務省から、物の調達の関係でテレコム部局からヒアリングをさせていただいたところなのですが、非常に意欲的な取り組みをするということを御説明いただきまして、我々としても非常にいい事例であると理解したところです。もちろん、これは国の物の関係の調達であって、地方の場合に当てはまるわけではないのですけれども、国がみずからそうやって率先して意欲的に示しているわけで、同じ総務省内の部局同士でもございますので、情報とかは十分共有できるところだと思いますので、そういったところの先進事例なども参考にさせていただいて、地方においても取り組んでいただけるようお願いしたいと思います。

○高橋主査代理 いかがでしょうか。

○篠原大臣官房審議官 情報を共有しながら検討してまいりたいと思います。

○高橋主査代理 そうですね。同じ部局ですので、どのような御検討がほかの部局で進んでいるかも踏まえて、ぜひ積極的に御検討いただければと思います。

ほかはよろしいでしょうか。

では、そういうことで、少なくとも書式の統一化に向けては積極的に御検討いただければと思いますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。引き続き、よろしくお願いいたします。

○篠原大臣官房審議官 どうもありがとうございました。

(総務省自治行政局退室)

(総務省自治税務局入室)

○高橋主査代理 それでは、早速ですが、始めさせていただきたいと思います。

それでは、自治税務局から御説明を頂戴したいと思います。本日はお忙しいところをありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○稲岡審議官 自治税務局の稲岡でございますが、私からは、個別の説明に先立ちまして、書式・様式の統一に係る地方税担当部局としての基本的な考え方を若干お話しさせていただきたいと思います。

規制改革会議の行政手続部会の取りまとめで、行政手続簡素化の3原則を掲げられ、そのうちの 하나가書式・様式の統一とされておりまして、地方税分野におきましても事業者目線に立って取り組みを進める必要性というのは十分認識しているところでございます。一方、釈迦に説法でございますが、地方税につきましては、各地方団体がそれぞれ地域の実情に応じて事務処理を進めているということで、書式・様式につきましても、それぞれ

の地域で使用目的に応じて工夫を加えながら定めているということでございます。

今回の御指摘につきましては、基本的には全国規模で事業を展開する事業者にとって、それぞれの地域で様式が異なると手間がかかるということで統一ということだと思いますが、地方団体サイドでは、様式の変更に伴うコスト、特にそれがシステムと連動している場合には大きな問題となりますが、そういったコストが生じることから、そのことについて地方団体の理解が得られないと難しい面があるということでございます。

この観点から、電子化というのが非常に有効な方策だと私どもは受けとめておりまして、紙を紙のまま様式を変更してはどうかといいますが、地方団体としては、先ほど申し上げましたコストとか地域の工夫の面でデメリットを感じてしまうということですが、電子化を進めますと、地域の住民、企業にとりましても利便性の向上になりますし、地方団体についてもコストの削減につながるということでございます。地方団体もその取り組みをしやすいということもございますし、全国に展開する大企業ほどそのメリットを享受できるということではないかと考えております。

今回の事業者からの要望につきましても、電子化が可能なものにつきましては、それを進めていくということが実質的な解決策と考えておりますし、その方向で努力を続けることとしておりますが、紙の様式に関する件につきましては、地方団体の理解を得るためには、本日、個別にお話し申し上げる事項についても、事業者のニーズというものをもう少し私どもはつぶさにお伺いすることを含めまして、実態をよくよく把握させていただいた上で、メリット、それからコスト、こういったものについて考えていくことが大切ではないかということでございます。

具体的な項目につきましては、企画課長のほうから御説明を申し上げます。

○川窪企画課長 続きまして、私、自治税務局の企画課長の川窪と申します。よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、検討をすべき項目に関してということでございます。資料の中の行政局の次でございますが、まずは税務局に関しましては「改善方策の検討を求める書式等－3」の納税証明書交付申請書というところからごらんいただければと存じます。通しページでは8ページが打たれていると伺っております。

8ページから、まず、事業者の皆様からの御要望のことが書いてあるページが続きます。10ページに自治税務局から提出させていただいている改善方策の検討結果を載せていただいているかと存じます。10ページに書かせていただきましたように、納税証明書の交付申請につきましては、本質的には任意の書式でも、要は、何年度の何とか市役所の何税のどの項目についての証明が欲しいというようなことを明示していただければ有効であろうということでございますけれども、現実には、さまざまな納税証明のニーズがあり、また、あるパターンがあることから、地方団体におきましては、様式を定めて、いわば、お名前と住所とかを書いていただければ、それ以外は何が欲しいかというのをチェックボックスにチェックする格好で申請ができるというような様式を定めていると理解していると

ころであります。

今回いただいている意見につきましては、入札参加資格申請の添付書類としての納税証明書に関するものということでございましたけれども、この場合の納税証明につきましては、入札参加資格申請として何を要求するかということが地域によって異なっていると聞いております。地理的範囲、税目、期間等が入札参加資格審査を行う側の団体の判断によりまして、まちまちとなっている。いわば要求側のニーズがまちまちになっているということだと理解しております。

ここで地域的範囲、税目、期間と書いておりますが、これは、要は、ある市の発注する工事に入札参加したいといったときに、地方税の滞納がないということを申請する際の条件にすることがあるわけですが、そこで言う地方税というのは、入札が行われる、要は工事が行われる市役所の地方税のことを言っていることもあれば、本店のある場所の地方税のことを要求していることもあれば、あるいはそれが市役所発注工事だといったしまして、その市を含む県庁に対する税金を完納しているか、滞納していませんかということ等を要求する例もあるなど、どの地域の地方税のことを言っているのかというのがいろいろあるということ。

また、税目も法人住民税や法人事業税といった法人関係税のみならず、自動車関係税でありますとか、あるいはその他の税金も含めた、とにかく地方税と名のつくもの全てを要求している例もあれば、法人住民税についてを要求している例もある。また、期間というのも過去何年分滞納がないのかとか、滞納がないというのも過去何年分の税について現在滞納がないということを要求しているところもあれば、過去数年間に滞納処分を受けたことがないというような事実関係を要求している例もあるとか、そこも非常にさまざまであると承知いたしております。そういったところがさまざまなものですから、これに対する納税証明書の交付申請様式を税当局の我々の側で何か一律に標準的なものに整理するのはなかなか難しそうだなというのが、今回の話のポイントでございます。

したがって、参加資格そのものの要件がどのように標準的な方向に動くのか動かないのか、そこら辺の検討の話とちょっと様子を踏まえつつ、我々として検討できることがあればということで考えていくのかなと思っておりますというのが、この話のポイントでございます。

あと、今回の御要望とは別の話として、納税証明書一般の話について、どのようなニーズがあるのかということにつきまして、もし何かそういうニーズとか要望があるようであれば、そちらのほうについては実情把握から始めなければいけないのかなとも思っているということを念のため書かせていただいているところでございます。

この項目につきましては、こういう検討結果を一度提出させていただきまして後に、規制改革推進室の事務局から、再度、統一的な様式を示すということの可能性はないのだろうか。条例で追加できることとなっている項目以外は本質的には地方税法に基づく証明だということであるならば、何がしかやりようがあるのではないかということについて考

えられないかという御指摘をいただいております。

今の御指摘に対しましては、条例で追加している項目があるから様式がばらついているというよりは、様式のばらつきとしては、やはり担当税目が違っているとか、申請目的についてどんなチェックボックスをつくるかというのは、その地域でどんな申請が多いかということに基づいてつくられているのが現状でございます。今回の御要望にある入札参加資格申請用の話につきましては、入札参加資格申請用という特別な様式をつくっている例が余りないということもありまして、現実にはさまざまな設定されている地方団体の様式をお使いになっているということでございますけれども、いずれにしても、冒頭申し上げましたように要求内容がさまざま違うものですから、入札参加資格申請の際に添付書類としてどんなものが要求されるのか。要は、どんな条件のもとに資格を認めることになるのかという、そちらの条件側の話を踏まえつつ、地方団体とか関係業界の意見を聞きつつ考えなければいけない問題だなと感じておりますというのが追加的な御説明であります。

1点目についてはそのようなところでございます。

続いて、11ページから大きな2つ目のポイント、給与等照会様式についてということでございます。この給与等照会様式につきましては、地方税にかかわる部分といたしまして、滞納された方が個人である場合に、その滞納された個人がどこかにお勤めだというときに、どのような給与をもらっておられるのか、あるいはこの後どのぐらいの給与とか賞与をもらう可能性があるのか、あるいは既におやめになった人であれば退職金とかをもらわれたのかどうかという、いわば滞納者の財産調査の一環ということで調査をかけさせていただくということを各地方団体が行っているというのが、地方税に関する給与照会というものかと思っております。

現実には、地方税以外にも、例えば保育料の滞納がありますとか、駐車違反の反則金の滞納がありますとか、さまざまな滞納があるときに同じような照会がほかの行政機関からも行われているということだと承知しておりますけれども、地方税については、今、申し上げました滞納の関係で調査が行われているということでございます。

12ページに、改善方策の検討結果ということで総務省からの文章を載せていただいているところでございます。これにつきましては別の項目にあったのですが、保険契約の照会様式については、保険会社さんのほうで、こういうパターンでの照会をしてもらえると答えやすいというような打ち合わせなどをやった上で、標準的な様式をつくってみようということを過去にやった経緯があるわけです。今回、給与ということになりますと、全産業の全ての事務所、事業所が対象になるということで、なかなか業界として、これなら答えやすいみたいなものが整理されるというのは簡単ではないだろうということが1つございます。

また、少数の保険会社に集中していろいろな団体が照会をかけるというケースとは違いまして、給与照会は1つの会社に対する照会件数が膨大になるのはちょっと考えにくいということもございます。したがって、照会内容についても、勤務の事実の確認をした

いということもあれば、給与の水準とか勤務の期間、家族の状況とか、さまざまなケース・バイ・ケースの照会すべき案件もございますので、まずは照会を行う際の共通の記載事項の整理が必要ではないかと一度ここでは書かせていただいたところでございます。

一方で、従業員数が非常に多くて、多数の給与照会を受けているという事業者も、確かに全国的に見ればあり得るので、どのようなニーズがあるのかというあたりをいろいろ教えていただきながら、地方団体の実務的な意見も聞きながら検討したいと、まずは書かせていただきました。

次に13ページですが、平成30年度から事業者側の意見を把握する取り組み、そしてまた地方団体の実務的な意見も聞き、どのようなことをやり得るのか考えたいということで書かせていただいております。

これにつきましても、追加的に検討をできないのかということにつきまして、規制改革推進室の事務局から御意見をいただいております。一言で言うと、項目の整理ということだけではなく、様式を何か標準的につくるということについて取り組みようはないのだろうかという御指摘でございました。

これにつきまして、我々としても再度考えてみたところでございます。最終的にはどうか、結論的には、今、考えております方向としては、いろいろな企業の皆さんの具体的な事情を聞かせていただきつつということではあるのですが、標準的な様式案を地方団体の皆さんの意見も聞きながら取りまとめて、その利用を呼びかけていこうといった対応が、やれるかどうか、まず地方団体や皆さんの意見も聞きながら、できればそういうことに取り組む方向で検討してみたいと思っております。

ただ、どうしてもコスト面ということで、既に今使っている紙が滞納整理システムと連動しているとかいろいろな意見がありそうなものですから、どの程度のコストが地方団体側にもかかるのかというようなことについてもよくよくお伺いしながら検討したいと思っております。

これも冒頭申し上げましたように、給与照会を行っているのは地方の税務当局だけではないと思っておりますので、どのような照会がどのような機関からどの程度の件数、いわゆる大企業のところには行っているのかというような実態とか、その様式がどの程度の範囲でばらついているのかということですか、さまざまな事実関係を確認しながら、いずれにしてもこれは実務的な話でございますので、実務的な意見をよく聞いて、標準的な様式を整理して利用を呼びかけるような対応ができないか考えてみたいということでございます。

続きまして、大きな3つ目といたしまして14ページ以降、これは項目がたくさんございますけれども、要は賦課課税と申しますか、各税目の納税通知書・納付書に関する様式に関してということで、論点的にはおおむね共通した論点となっておりますので、まとめて御説明申し上げたいと思っております。

14ページから、個人事業税についての納通・納付書と出ておまして、次の項目以降、自動車税とか軽自動車税、不動産取得税、固定資産税、都市計画税と順次出てまいります

が、納付書の様式に関しましては、いただいている御意見、御要望が基本的に共通一個ということになっておりました。14ページから15ページに出てきている御要望が、納付書に関するもので各税目共通で書かれているということでございましたので、15ページの下半分から16ページを使いまして、それについて御説明申し上げたいと思っております。

今回の御要望は、中身を読みますと、恐らくメガバンクである大規模な金融機関が地方税の収納を担当している場合に、地方税における納付書の様式が団体によって違うということについての問題意識だと受けとめております。大規模な金融機関が指定金融機関になっている、あるいは規模の小さい金融機関が指定金融機関になっているなどなど、当然さまざまな地方団体がございます。地方団体の公金収納というのは指定金融機関が最終的に行っておりますので、その納付書というの、いわば地方団体とその指定金融機関との間で協議して設定しているということでございます。したがって、これを全国統一にしようということと呼びかけることとなりますと、地方の小規模団体の指定金融機関、これは小さい地銀であったり、あるいは信金、信組であったり、農協であったりとかさまざまございますが、そういったところで協議の上、定めているような納付書についても変更が求められることとなってしまうという問題がございます。

したがって、これは恐らく実態といたしましては、メガバンクさんが指定金ではなくて収納代理金融機関側として取り扱っている場合における問題意識なのだろうと理解しておりますけれども、ある地域で、例えば1都3県みたいなところで、お互いにできればこの範囲にしようみたいなことの議論はひょっとしたらあり得るのかもしれないと思うのですが、全国一律というのはなかなかないのではないかとというのが総務省としての問題意識であります。

15ページの一番下から「なお」と書いてございますけれども、賦課課税税目の収納手段としましては、特に個人が納めるものにつきましては、口座振替、コンビニ収納、クレジット納付などがどんどん拡大してきているところでございまして、金融機関の窓口で納付書を持って行って、そこで切り取ってもらって、一部を返してもらって、一部が金融機関窓口から順次転送されて自治体の指定金融機関に届くというような、そのパターン自体を減らしていくのが大事だろうと考えているところでございます。

また、根本的には、「一方」というところ以下で書いてございしますが、共通電子納税システムが法人二税と事業所税につきまして、今、いよいよシステム改修をやっておりまして、平成31年10月から稼働することになっております。こうした全国共通システムを使った納税の対象税目を広げていくことによって、特に大企業の皆さんはそれを使うことによって、紙を使わないで納税できる税目がどんどんふえていく。そちらの方向を進めていくというのがまずは基本ではないだろうか、最も効率的、効果的な解決策ではないだろうかということで、取り組んでいきたいというのが16ページに書いてあることでございます。

ただ、16ページの3段目に書いてございすように、これを検討するにも、今回つくっている共通電子納税システムは電子申告と連動しておりますので、申告したデータを今度

は税金の納付情報として使うことによって、そのまま納税が走れるということになっているのですが、申告を伴わない地方税というのがたくさんございます。固定資産税とか自動車税とか、基本的には春になると市役所とか県庁から納税通知書が届くという格好で税金を納めるタイプの税もございますので、そちらの税については、納付情報をどのようにここに取り込むのかというシステムを根っこからつくるが必要になりますので、そのシステムの中身、つくり方ですね。どういうコストがかかるのか、それを地方団体でどう分けるのかというようなことをやっていく必要があるかと思っております。ただ、これは早急に取り組むことが必要な課題ですので、30年度から早速取り組んでいくことにしているところでございます。

16ページの下半分は、今、申し上げました実際の電子化については、いろいろな決めなければいけないポイントがたくさんございまして、それぞれコストに直結したり、また、納める側の手続にも影響いたしますので、下から七、八行目に書いておりますが、地方団体や企業や税理士等が参加するような実務的な検討の場を設けて、30年度から早速検討していこうと考えているところでございます。これは納付書関係であります。

納税通知書関係につきましては、今の税目には出てこないのですが、次の自動車税という税目は賦課課税ですので、納税通知書の話も出てきます。ちょっと飛んでいただいて、自動車税の中の20ページに納税通知書側の論点を書かせていただいておりますので、そちらのほうをごらんいただければと思います。

納税通知書につきましては、納付書とはまた違いまして、どちらかというを見て確認するものといいますか、税額幾らですよと通知をするという性格のものでございます。こちらにつきましては、基本的には受け取った方において見るもの、そして必要に応じて保管いただくものということでございます。ただ、20ページで言えば一番上の行ですが、中には非常に多数の自動車、複数のパターンの自動車を保有している企業などであれば、一つ一つの車が、この税金の金額はあのナンバーのあの車だねというのを、やってきた納税通知書を見ながら逆にリスト化していくということを事後的にやるような企業も中にはあると、確かに書かれているようにあるのだらうと思います。そういう企業においては、納税通知書のレイアウトというか配置ですね。字とか情報の配置が違っていると、見て入力するときにミス要因になりやすいという事情があるという御指摘かと思っております。

こちらにつきましては、3段落目あたりから書いておりますが、要望の中にもございましたが、納税通知書をはがきでやっているところもございまして、封筒よりはがきのほうが徴収コストが安くできるからということではがきを使っているところもあり、はがきを使うなど私たちも言うわけにもいかないところがあります。そうすると、はがきの様式と封筒の様式ではどうしてもびったり一致というのは難しいところがございます。そういったところを考えながら、取り組みの要否とか優先度をコストとの関係で考えなければいけないのではないだらうかと思っております。

これもやはり紙の様式を紙のまま変えましょう、統一しましょうということについては

非常に難しい面が大きいのだろうとっておきまして、これも最後のほうに書いておりますが、実質的解決策としては、やはり電子的な情報提供をどのようにやっていくことができるのかということの実現に向けた議論なのではないかとおきまして、そちらの検討を進めていくことが大事かなというのが20ページに書いてあるポイントでございます。

こちらにつきまして、以下の税目は、今、申しあげました納付書の件と納税通知書の答えぶりを、税目が違うだけなので、同じようなことを繰り返しておりますので、説明は割愛させていただきたいと思っております。

今の納税通知書・納付書の論点につきまして、規制改革推進室の事務局から、再度の検討依頼ということで、いつぐらいに電子化というのは実現できるのだろうか、どういう体制でやっていくのかというような御指摘をいただいているところなのですが、御案内のように地方団体共通の電子納税あるいは電子申告などの共通電子システムにつきましては、地方公共団体がお金を出し合っつけてつくっております。国費は全く入っておりませんし、私たちの予算も全く使われていないということでございます。やはり地方団体のほうで、こういう世のニーズがあつて、かつ複数の団体と納税手続をしている納税者がおられるというのは地方団体も重々わかっていますので、できるだけ地方団体をまたがる納税義務者の利便性に資するよつてということ、優先度の高いものから、コストはかかるけれども、開発してやっていこうということ、やってきております。

総務省もしっかり声がけをし、いわば一緒にやろうよと、みんなの意見集約をしようよということ、取り組んできておきまして、次なる電子納税システムやeLTAXについての税目拡大の議論につきまして、総務省も旗振り役として努力を全力でやっていこうと思つておきるところです。その際には、やはり課税団体、あるいは納税側もそれに対応していただく準備が必要というのがございまして、コスト面、システム面などの検討を進めさせていただきまして、可能な税目から順次拡大をしていくよつて取り組みたいと思つておきます。

そういう実務的な場を設定して検討することについて、地方団体や企業や税理士や関係者にお集まりいただいてという仕事は30年度から早速やっていこうということ、ございまして、実際に協議が調い、システムの内容が固まり、そして地方団体ごとに拠出し合う金額が固まって発注して現実に使えるよつてなるというのが確実に何年かというのは、国の立場で決めてしまうことが難しい分野でございまして、できるだけ早く実現できるよつて、まず協議の場をつくつてやっていくということについては、30年度からしっかり早急に取り組みたいと思つておきまして、私どもの今お答えできるぎりぎりのところという状況でございまして。

以上、大きく3点につきまして、御指摘をいただいていたことにつきまして御説明申し上げたところでございまして、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○高橋主査代理 どうもありがとうございました。

それでは、質疑応答に移りたいと思つておきまして。

まず、納税証明書の交付申請書でございますが、いかがでしょうか。

では、私のほうから。まず1点、事務局、これは入札の納税証明書だけの話なのですか。それとも入札以外も含めてという話なのでしょうか。

○荒木参事官 事業者からの負担の内容は入札参加資格申請の関係だけから書いてはあるのですが、検討の枠としては、それに限るとは考えていません。

○高橋主査代理 入札以外の話ですと、これは基本的に地方税法に定められた税目についてのお話だと思うのです。そうしますと、地方税法に定められたものについて、目的は多様だと思いますが、そのこの部分の共通化というのは基本的に図れるのではないかと推測するのですが、そこはいかがでしょうか。

○川窪企画課長 今回の御要望自体は、入札参加資格申請用というお話でございました。また、これまでのところ、入札参加資格申請用以外の場面における納税証明書の交付申請書の様式が団体によって違うので不便だとか統一してほしいというのが我々に、これまでのところではそういう要望をいただいたことがなかったというのが事実関係としてはございます。

一方、ばらついていることについて、何がどうばらついているのかというのを今回、事務局のほうからも、入札参加の話以外のばらつきについても考えられないのかというお話をいただいたので、さすがに1,700団体全部ではないのですけれども、我々もどのように違っているのだということを幾つか調べてみたところでは、調べてみると、何が違うかということにつきましては、まず、条例で何か項目を追加しているから違うというのは、我々が見つけた限り、ありませんでした。というのは、いずれも法律で書いてある証明事項というのが、地方税であればどんな税目であっても対象になりますし、それから、税に関する税額、滞納額、滞納処分しているかしていないかから始まりまして、税額の前段になる所得額とか台帳に載っている数字みたいなもの、全てが対象になっています。要は、条例で定めているのは、本当に物すごくレアケースしか定めていなくて、一般にあるようなものは全部もともと法律、政令、省令の枠内の話だということでございます。

したがって、ばらつきが起きている理由は、条例で新しい項目を定めているからという理由ではなくて、どんな申請ものがその地域に多いかということに応じて、お越しになった方ができるだけ少ないチェックで済むようにつくっているからということがだんだん見えてまいりました。

何が違っているかという大きな違いで主なものを申し上げますと、1つは、担当税目が違うので様式が違うということでございます。これは都道府県と市区町村でももちろん違うのですけれども、東京都は他県と違って固定資産税を課税しているとか、特別区は他の市町村と違って法人住民税を課税していないとか、都市計画区域を有していない市町村は都市計画税を課税していないとか、事業所税は30万人以上の都市しか課税していないとか、課税をしている税目が、実は同じ都道府県、同じ市町村でも違いますので、様式に出てくる税目の並びが違うというのがございます。

それから、主な違いといたしまして、申請目的の例示という、いわばどんなチェックボックスをつくるかというのが大分違っております。5つ、6つのチェックボックスだけになっている小さな村もあれば、20個ぐらいのたくさんのチェックボックスをつくっている大きな市があるという感じで違います。例えばの話ですが、チェックボックスをつくっている例として、日本人になりたいという帰化申請ですとか、NPO法人の設立に使いたいとか、公営住宅の入居に使いたいとかというチェックボックスをつくっているところもあれば、つくっていないところもあります。これは、当該地域に公営住宅が余りない地域が田舎のほうに行けばありますし、帰化申請をされる住民というのがほとんど想像できない地方都市と、たくさんいる大都市横浜とかでは、やはりチェックボックスをつくるかつくらないかというのが違うというふうに違います。

次の大きな違いとしては、申請者の方ができるだけ文字記載を省略できるようにという観点でいろいろなことが書かれています。例えば、証明対象者あるいは証明対象財産の住所とか対象固定資産の記載欄に、何とか県何とか市まではプレプリントしてあるとか、あるいは自動車税関係の証明であれば、ナンバープレート、例えばさいたま市の証明申請書には既に大宮と漢字で書いてあるとか、そういうことが違ってきます。

あと、大きな違いによくあるものとして、手数料の収入の仕方です。納税証明は基本的に有料でございます。300円とか400円とか250円とか団体によって違います。この手数料を証紙徴収としているかどうかによって、また様式が大分違ってまいります。証紙というのは切手みたいなものです。収入印紙みたいなもの。あれで払うことになっている申請書は、当然ですけれども証紙を貼れる欄がございますして、かつ数通、5通とかもらうと、400円の証紙を4枚貼るとか5枚貼るということも起きますので、一定の幅の証紙を貼る欄をつくっている団体もあります。証紙徴収をやっていない団体はもちろんそれが無いということ、限られたA4というサイズの中で証紙を張る欄があるものとなないものとは、ほかのところのつくりが違っているということになってまいります。

あと、納税者の便宜ということでいろいろな工夫がございます。例えば、個人用と法人用を分けている大きな市とか、さらに大きな市に行きますと、個人の所得証明用と、法人の中でも酒類販売業用とNPO法人用と入札参加用とか用途を分けてつくっているところもあります。それから、法人の営業証明という、これは車を買うときの車庫証明用に、本店で買うのではなくて支店で買うときにはそれが無いと車庫証明がうまく回らないという仕組みが車庫証明側のルールにございます。その営業証明というのを出すのを、営業証明何通という欄を設けている市と設けていない町村がございます。これはやはり、支店があって車を買うということがよく行われるさいたまとか仙台にはそういう様式があるのですが、平たく言えば地方の町村とかに行くと、営業証明というような様式はないというところがございます。

そういった形でばらついておりまして、仮に何か標準的とかと考えても、今、申し上げましたようなチェックボックスをつくる、あらかじめプレプリントを置いておく、あるいは

は営業証明みたいな欄をつくるつくらないみたいなものの工夫といいますか、そのところは否定できないと思いますので、結局、その自由度を許容せざるを得ないだろうと考えております。

結果におきまして、印刷をして役所に来られた方にその場で書いてもらうということが大半を占めるこのタイプの様式につきましては、役所の窓口で紙を据え置くわけですが、それにつきましては、そういう地域事情の中での差があることについて、全てを統一的に用いるべしというのは難しいと考えております。

そういうことから、ある特定の目的のために行われるある分野のものについて、そういうことを行う業種、業界の皆さんが、こういうものだったら使いやすいなというような感じのものを考えて使えるようにする取り組みがまたできないのかということ、全体の話はそういう事情があって難しいということならば、やはり入札参加のことだけでも何とかありませんかというのがまた事務局からの投げかけだったわけでございます。これにつきましては、最初の説明の冒頭に申し上げましたように、要求されているものが余りにも違っていて、共通様式を我々のほうが考えるのは難しい状況にあるというのが現状でございます。

○高橋主査代理 大分ばらついている理由はわかりましたが、我々が問題にしているのはまず法人なので、法人を視野に入れた統一ができないのかと思います。個人については、個人用につくっていただくというのはあり得べしだと思いますが、法人のほうの統一が図れないのかということです。

あと、23区は特別なので、都区制度は除外し、あと30万人以上ですか。これは2種類つくっていただいても結構だと思うのです。そうしていただくと、法人向けに最小限度統一するような、例えば証紙用の欄についてはしようがないから、証紙用の欄を除いて、残りの部分については共通化していただく。証紙を要求しないところは、そこはちょっとスペースは狭くなるけれども我慢してくださいというような形で統一できないのかと思うのです。それは無理なのでしょうか。

○川窪企画課長 冒頭に審議官から全体的な考え方ということで申し上げましたが、地方団体にとって、やはり自分たちの主権者である地域の住民の皆さんから見て、コストがかかる、ふえることについて説明がつくかということについては、我々に対して結構厳しい意見がございます。電子化するからみたいなときには、そのところがみんなにとってプラスだということが言えるのですけれども、紙を別の紙に変えると言って、しかも。

○高橋主査代理 基本的に紙なのですか。

○川窪企画課長 はい。今は納税証明書の交付申請書は紙でございます。

○高橋主査代理 電子的なフォーマットは提供していないのですか。

○川窪企画課長 これは今のところ、まだ電子的にこれを請求できる仕組みがございません。

○高橋主査代理 自分のところでデータを入れて、それを打ち出して持ってくるというこ

とは。

○川窪企画課長 それはもちろん可能です。ですので、実際に今つくられている様式も、大半の団体は、特に大きな県や市におきましては、様式自体をホームページに載せて、かつ、そのPDF版だけではなくてエクセル版を載せまして、それをダウンロードして、ここに入力して送るということが可能なようになっております。

○高橋主査代理 ですから、そのこのところを今、我々は問題にしている、結局、大きな企業の総務系だと要するに電子化が済んでいて、必要なものについては全部データが入っている。それをエクセルならエクセルに流し込むときに、様式が違っているとそれだけで自動的に入っていかないのが負担だという声が多いのだと思うのです。そういう意味では、データの様式を共通化していただいて、自動的に入るところは入って、入れていくようなことを可能にして、独自の項目については手作業で打ち込むというのが一番、電子化が進んだ企業にとっては要求が高いのではないかと考えています。

そういう意味で、基本的な電子様式というものを統一していただく。自治体が独自につくっていききたいというようなものは、それはつくっていただいて結構なのです。ただ、様式を壊さない形でプラスアルファのところ空白などを設けて、そこに自治体の様式の独自のものをいれて、フォーマットをつかって、エクセルのところは新しい項目をつかっていただいて、そこにいれるようにしてもらおう。

そうすると、標準のところはそれで自動的に流れていって、あとは自治体が独自に要求しているところだけが手作業で、手作業といってもぼんと入れて、パソコンでタイピングして、それを打ち出していききたいと、こういうお願いなのではないかと私は理解しているのです。そういう意味で、電子データの様式を基本的に、共通部分については共通化していただくことをお願いできないのでしょうかということなのです。

○川窪企画課長 いろいろな趣旨、目的に使われていて、先ほど私は、工夫で法人用と個人用を分けている大きな市もあると申し上げましたけれども、圧倒的多数は、法人・個人共通の1枚のA4におさめているところが多くて、かつ、そこでまたチェックボックスとかにはいろいろな差があるという状況になっています。

○高橋主査代理 チェックボックスも全国統一でできるものがあって、それに自分の自治体の独自のものは新しい欄をつかっていただいて、空白のところ新しいエクセルの項目をつかっていただいて、そこに打ち込めるようにすると。そういうのを私どもは否定していません。だから、自治体独自で新しい項目をつかって、新しい要求をするというのは否定していませんが、共通部分だけとにかく共通化していただいて、そこは企業が持っているデータが自動的に流れ込んでいって、おさまらねないものだけはタイピングで入れるという形で企業側の負担を軽減できないでしょうかということをお願いしているのです。

○川窪企画課長 企業側のといったときに、複数の団体に納税証明書を受け取って出さねばならないという事業活動の現場というのは、入札参加は想像がつくのですけれども、実

はそれ以外に、先ほど申し上げた酒類販売業の許可とNPOとか、法律などにそういうのが決まっているもので、割と限られていまして、そんなに納税証明書を多くの市区町村にもらいに行かねばならないニーズがどれくらいあるのかというのは、ちょっと我々もはかりかねております。今回、入札の話は確かにありそうだと思います。

○高橋主査代理 酒類なんかは全国チェーンがいっぱいあるのではないのでしょうか。

○川窪企画課長 酒に関しては、もともとの法律がお店の所轄税務署ごとに個別に出さねばならないということになっていまして、それぞれのところの税務署に出すときに、それぞれのお店の場所の県の税金や市の税金をちゃんと納めていますかということをやるので、実質的にはそこのお店の方が現場でやられていますし、1度限りなのです。毎年必要なものではないのです。それにスピーディーに発行できるようにそれ用の様式をつくって、チェックだけしていただければすぐ出しますという感じで準備をしているというところの利便性で、多分世の中回っているのかなと思っています。どういうニーズがあるか、ちょっと我々もはかりかねているのです。

○高橋主査代理 酒類というのは1回限りなのですか。

○川窪企画課長 はい。お店単位だけれども、1回限りです。

○高橋主査代理 変更とかというときには要らないのですか。

○川窪企画課長 やめてしまうときはもちろん返せばいいのですけれども、3年に1度更新とかではございませんので。ただ、それまでお酒を扱っていなかったお店が新しくお酒を扱うようになるみたいなきには出さねばならないということです。

結局、どのようなニーズがあるのかということが、何をするにも。

○高橋主査代理 ニーズがなければ別に我々も要求はいたしません。そこは事実の確認だと思いますけれども、本当に1回限りで、例えば何か項目を変更したらもう一回納税証明を出さなければいけないということはないのですか。

○川窪企画課長 ないです。今のお酒の話はそうです。

○高橋主査代理 全く1回限りですか。

○川窪企画課長 はい。お店が同じ場所である場合はですね。

○高橋主査代理 お店が同じ場所である限りは全く1回限り。

○川窪企画課長 また新しい店を出すときは別です。

○高橋主査代理 わかりました。では、お酒はそうだと。

○川窪企画課長 ですので、今回、入札の話をいただいて、あちらこちらに入札参加したいという企業にニーズがあるなということは感じました。ただ、これはまた、要求がばらばらだという問題があるということを冒頭に申し上げました。それ以外がちょっと。

○高橋主査代理 ないということですか。

○川窪企画課長 今のところ我々に届いているお話がないという状況です。

○高橋主査代理 もう一つ大きいのは、酒類と、あと何でしたか。

○川窪企画課長 先ほどNPOと申しました。NPOは、NPO法人をつくること自体は自由なので

すけれども、寄附金控除を受けることができるNPOになりたいときには、PST、パブリック・サポート・テストというものを受けなければならないのと、あわせて、あれは積極要件なのですが、消極要件として、過去3年間に国税、地方税全てについて滞納処分を受けたことがないことというのがありますので、そういうNPO法人になりたいければ、滞納処分を受けたことがありませんという証明を活動している地域の県庁とか市町村の税当局に申請しています。これも1回なのですけれども、それにしてもNPO法人が自分の活動地域の県税、市町村税の納税証明をもらうということはあるのですが、全国各地でたくさん何度ももらうというのがそんなにあるだろうか。

これも結局、実際に申請を受け取る側の県税事務所とか市町村の税務課の立場から見ると、小さな町村だと、多分、認定NPOになりたいNPO法人というのはそんなには出てこないのです、そういう様式をつくっていないのですが、大きな県や市になると、やはり年に何回かとか10回とか出てくるのでつくっているということだと思います。これも結局、法人の名称とか何とかを書いて、あとはNPOの申請のためにチェック欄にチェックしていただくだけで、出せるものは過去3年出せるように準備しているので、それが今以上にどれだけのニーズがあるのかということなのかなと思っています。

○高橋主査代理 わかりました。では、基本的に入札以外については、多分そういう統一を要求する事実がないと。

○川窪企画課長 今のところは。

○高橋主査代理 今のところは把握できていないと。それはわかりました。

では、次に入札ですが、入札については、基本的にこれは入札制度自体の話なので税の話ではありませんというお話なのだというふうになってしまうのかもしれませんが、ただし、ばらばらに過ぎるのではないかと思うのですけれども、これはどうなのでしょう。そんなにバリエーションをいっぱい要求することで、全国展開している事業者にとっては負担になっているような気がするのですけれども、そこは税の話ではありませんという話でしょうか。

○川窪企画課長 これはどうしても要求側の話ですし、要求側というのは要求する側の入札部局側の話ですし、御要望いただいている企業の方も、この話は基本的には入札参加資格申請の添付書類で何を要求されるのかを統一してほしいという話の一角です。またにもおっしゃられていまして、先ほどNPOとお酒の例を申し上げましたが、あれも過去に滞納処分を受けたことがないというのは、片方は2年で、片方は3年で、片方はそれにプラスアルファ、現在も滞納がないことを要求しているとか、要求側のルールが違うのです。それに合わせて、納税を証明する側は、その目的だったらこれですねという感じで出すわけなのですけれども、要求側のルールが違うことに関しては何とも、済みませんが。

○高橋主査代理 この話は自治行政局マターですね。

あと、入札基準とかそういうことについて、入札参加資格の排除について、ここまでバリエーションがあるのはちょっとどうなのかなという気がします。これは別にもう一回。

○荒木参事官 入札参加資格は確かに自治行政局の関係ですが、この様式自体は自治行政局ではないですが。

○高橋主査代理 様式は様式なのですけれども、ただ、要求していること自体のことなのだから、そういう意味ではもう一回、自治行政局にも少し御検討いただくということ。

○荒木参事官 これを自治行政局に検討してもらおうということですか。

○高橋主査代理 地方自治でバリエーションがあるのはいいのですけれども、要するに、これがないと入札に参加させないということですね。そういう意味ではバリアをかけているわけですね。そのバリアに余りにもバリエーションがあるというのは問題ではないでしょうか。入った上で、事業者を選ぶときのバリエーションがあるのは地方自治上いいけれども、参加資格ではねるところのバリアがこんなばらばらだというのは、国民経済的にどうかという問題意識があるということだと思います。ここは今、自治税務局に言ってもしようがないと思うので、こちらで検討させていただきたいと思います。

ただ、ばらばらだというのはそうなのですけれども、これも全く統一ができないのでしょうかという話なのですが、そこはいかがでしょうか。

濱西先生、何かありますか。

○濱西専門委員 私も高橋主査代理のおっしゃるとおり、基本的には自治税務局というよりも自治行政局の話で、事業者とすると、入札に参加しようと思っているぐらいですから、納税していないとかはまずなくて、納税していますよという証明だけが欲しいというのが実態なのだろうと思うのです。そうであれば、統一してもいいのではないかと、統一になじむものではないかと思うのです。

ただ、入札以外の場合であれば少し違いが生じるのかもしれませんが、そこは別ですけれども、入札については、ちゃんと納税していますよということさえ出してもらえればそれでいいということだと思いますので、自治行政局の話ではないかと思います。

基本はそこにあると思いますが、もう少し自治税務局として改善の余地があるかということ、入札参加資格の関係で限れば、ある程度共通して用いられている場合も多いのではないかと思います。バリエーションが多いというのは十分わかりましたけれども、バリエーションだらけで全く共通様式も示せないほどバリエーションがあるのかというところが少しわかりませんので、私としては、もう少し統一できるような可能性があるのであれば、共通様式を示した上で、それに外れるような事項があれば、付加的にそういう事項を別に記載欄を設けて記載する。税の場合は少しそれが難しいのかもしれませんが、まずは共通的な様式みたいなことを示す余地もないのかどうか。そのあたりの御検討はしていただけないかというのがお願いなのです。

○川窪企画課長 事前に事務局のほうからも、申請は会社側からするものなので、会社側で同じパターンでどの団体に対しても、エクセルなのかワードなのかでつくって、同じパターンで出せば証明がもらえるというような工夫は何かないものだろうかという御指摘もいただいています。考えられることとして、いわゆる白地の紙に会社の名前とか所在地、

代表者の名前、代表者の印とか、そして、何市役所の何年度の何税について。この何市役所の何年度の何税は、何が求められるかがばらばらだというのはもともとあるのですが、それは別途確認していただいた上での話です。何市役所の何年度の何税について、またここから先が、税額及び納付税額と来るのか、滞納なき旨と来るのか、何年間にわたり滞納処分を受けたことがないとか来るのか、何年間にわたり滞納処分を受けたことがなく現在も滞納がないとか来るのかについて証明願います。そして、その団体の手数料は何円なので、手数料何円についてはこの形で納付したいと思いますみたいな、白地に任意で書くみたいな、要は項目をちゃんと全部書いてくれれば証明はできますよと。もともと証明というのはそういうものですから、法律的に何か所定の様式の申請がなければ証明できないという話ではございませんので、もともと白地でも、いざとなれば白地でいいですとホームページとかに書いてある市役所もごまかします。

なので、入札の場合であれば、このタイプの白地パターンで、この項目を全部並べていただければいけますよみたいなことが考えられませんかという議論もいただいているのですけれども、それにしても、先ほど申し上げましたバリエーションが、何市の何税の過去年度の何の、また、納めた税額なのか、滞納なき旨なのか、滞納処分を受けていない旨なのかとか、そここのところが要求とちょっとでも違っていたら出し直しということになります。それよりも、その団体が入札参加の方用にチェック欄を設けている様式を取り寄せて、チェックして出してしまえば、その団体の分はセットで出てきますので、そちらのほうが楽かもしれないという意味で、仮に我々がいろいろな地方団体と協議して、白地様式みたいなものであれば受け付けるようにみんな頑張ろうねと言ってみても、事業者側が、いや、そんな白地様式をつくるぐらいだったら、どのみち何税の何が必要かとか、あるいは手数料は幾らなのか、それはどのパターンで納めるのかというのは必ず問い合わせていると思いますので、その際に様式をぱっとプリントアウトして、チェック欄にチェックして、どのみち入札参加の申請書は出すわけですから、申請と一緒に出すとか、あるいは申請の前提となるやりとりの中で一度は必ずいろいろなやりとりをしています。どちらを選ばれるか。

そういう意味で、新しいことをやることにどれほどのニーズというか、お使いいただける場面があるのだろうかというのもありまして、そこは正直、要望されているような企業の皆さんの問題意識とか、困っておられることとか、正直な話、いろいろ聞かせていただきながら考えたほうがいいのかと思っています。

○高橋主査代理 では、ぜひ企業側と少しお話ししていただいて。ただ、今の話、私個人の感想だけ申し上げますと、エクセルだと、ぼちっと押すと、○、×、△みたいな形を選べるようなパターンがありますね。そういう意味では、納税についても、ぼちっと押すと、当年度分、もしくは2年度分、3年度分と選べる形で入るような指定欄はあり得ると思うのです。あと、証明するのだから、全体の県のものなのか、当該市なのか、それとも全体なのかみたいなものを選べるような選択欄はエクセルだと設定すればできますね。

それで、1つの項目はちゃんとあるのだけれども、それは自治体のほうで設定していただいて、あとはホームページなどで、我々のところはこういうことを要求していますというのを設定できるようにしていただければ、標準様式にはなり得るのではないかと思うのです。私個人の意見ですけれども。

○川窪企画課長 そこはちょっと、入札参加の場合のどのような困られ方、ニーズがあるのかというのを一度聞いてみて、考えたいと思います。もとのばらつきの部分は、なかなか我々ではいかんともしがたいところがございます。

○高橋主査代理 それは自治行政局にお願いします。

様式の統一については、そういうこともあるのではないかということ踏まえて、事業者とも少し意見交換していただいて、これは当該年度中にはやっていただけますでしょうか。

○川窪企画課長 意見交換をしつつ、どういうコストがかかりそう、あるいはコストメリット比較がどうなりそうなのかとか、いろいろ、まずは今年度の仕事として取り組みます。

○高橋主査代理 お願いいたします。

では、次は給与等照会様式の話でございますが、これは国税滞納処分の例によるということで読んでいらっしゃるということですか。

○川窪企画課長 そうです。

○高橋主査代理 例によるで読めるということですね。

○川窪企画課長 そうです。例によるということで、国税と同じ調査権限が発動できるということですか。

○高橋主査代理 ということですか。

○川窪企画課長 そうです。

○高橋主査代理 そうすると、同じ調査権限が自治体でばらばらだというのは、そこはどのようなのでしょうか。

○川窪企画課長 これは滞納者の財産を調査する権限というのが、国税と同様に地方税にも、滞納があれば権限が付与されていますので、どのような財産調査をするかというのは全くの任意でございます。ですので、預金を調べに行くこともできれば、土地、財産を調べに行くこともできますし、いざとなれば家の中を捜索することも全部できます。その中の一つとして、どういうところから給料をもらっている人なのかを調べるというのがこの給与調査でございます。ですので、やれることは無尽蔵。

○高橋主査代理 給与調査の中身も裁量権の範囲だということですね。

○川窪企画課長 そうです。どこまで調べるかは本当に自由です。勤めているかどうかだけを調べるのも可能ですし、毎月どれだけの給料をもらっているのかというのを調べることも可能ですし、過去何カ月分を調べるのかも自由です。あと、御要望の中にも出てきますが、給与支払者なら知っているであろう情報ですね。場合によっては家族であるとか、あるいは、どうやら生命保険の控除を受けているということは生命保険に入っている人ら

しいとかみたいなことを調べるのも自由でございます。

○高橋主査代理 それは人によっても違うのですか。

○川窪企画課長 人によってももちろん違って構いません。

○高橋主査代理 滞納者によっても違う。

○川窪企画課長 違います。滞納者の対応によってどこまで調べに行くかも変わります。

ただ、先ほどちょっと、今、紙に書いていることに加えて、再度の御指摘もいただいたのでと冒頭に御説明申し上げましたように、これについては、そうはいつでも、紙で給与調査をかけるときにはある程度パターン化するというものについて、地方団体も考えてもらってもいいかもしれないなど、私たちも事務局の皆さんの御指摘も踏まえて思いますので、先ほど口頭で申し上げましたけれども、30年度の取り組みとして、実務的に地方団体の実務者とかにも集まっていたきながら、あと、事業者側の話をどういう方に聞くとこれがちょうど代表者たる立場になり得るのかというのは工夫しなければいけないのですけれども、双方の実務的な御意見をいただきながら、紙で照会をかけるのを基本的にはこのパターンでいきませんかみたいなことを地方団体に呼びかけるというのを出口のイメージに置いた調整を今年度ちょっとやってみたいなと思っていますので、この件は、その方向で取り組もうと思っています。

○高橋主査代理 濱西先生、いかがですか。

○濱西専門委員 先ほどおっしゃられなかった話としてお伺いしたいのですが、30年度から取り組むというのはわかったのですけれども、その検討結果はいつごろまでに成案を出していただけるのか。

○川窪企画課長 もちろん相手のあることなので、これは当時者が地方団体側なので、地方団体側の意見がまとまらないと難しいのですけれども、何とか30年度のうちに地方団体側の意見をまとめて、こういう標準的なパターンで照会する紙というのは使おうではないかという呼びかけを我々から年度末にはできるぐらいのスケジュール感でやってみたいと思っています。相手があることなので、確約かどうかは別にいたしまして、それぐらいには取り組みたいなと思っています。

○高橋主査代理 よろしいでしょうか。ぜひ、そういう方向でお願いいたします。

それでは、次が6番から、6、7、8、14、15、16でございます。まずは納付書でございますが、納付書については何ページの御説明だったでしょうか。

○川窪企画課長 納付書のほうにつきましては、15ページから16ページにかけて、それから、納税通知書については、20ページを使って御紹介申し上げたところです。

○高橋主査代理 ありがとうございます。

これは、例えば、納付書ですから、統一的なものでも受け付けるというふうにはならないのですか。

○川窪企画課長 これは、いわば金融機関がそれで処理できるかという話でございますので。

○高橋主査代理 読み取れるかとか、そういう話ですか。

○川窪企画課長 それもあると思いますし、金融機関がそれで収納事務ができるかということでございますので、自由なというか、定められているものではないものでできるかという、無理だと思います。

○高橋主査代理 自分で定めたところの納付書ではないと機械的な読み取りができないとか、そういう話でしょうか。

○川窪企画課長 機械のこともありますが、あるいは、最終的にはこれは指定金融機関が集まってきた納付書で事務処理をするための様式が統一されているのが納付書なのですけれども、指定金融機関の銀行の決め事として、それで決めてあるということかと思えます。

○高橋主査代理 そうか。指定金融機関、要するに民間が決めたことだから、こちらから変えろとは言えないという話ですか。

○川窪企画課長 地方団体と指定金融機関が協議して決めていくということでございます。もちろん地方団体もただ民間任せではないと思いますけれども、最初に申しあげましたように、はがきならばがきの大きさにおさまるような納付書にしますし、封筒に入る納付書なら封筒に入る納付書に合うようにつくります。

○高橋主査代理 封筒とはがきというのは通知書のお話ではなかったですか。

○川窪企画課長 納税通知書と納付書というのは、大体、一体になっていまして、よく電気料金とか水道料金はこれぐらいの大きさの、コンビニに持っていったら判子を押してくれるようなものが入っていますが、あれは大体2つ折りぐらいになっていまして、開いたときの一番大きいところがいわば請求書部分、それが納税通知書部分で、開いたときの2つか3つに分かれるものが納付書でございます。

○高橋主査代理 わかりました。なるほど。

ただ、はっきり言って、全国的に経済活動をやっている中で、今や電子化の時代なのです。協議で決まるといってもばらばらというのは、納付する事業者にとっては負担のような気がするのです。これは全国で集まっただいて、統一化の方向に持っていきましょいうよという働きかけはできないのでしょうか。

○川窪企画課長 これは、今回の御要望も、納付書に関する要望が出ているのは銀行だけだと思います。納める方は窓口へ持っていただけなので、持っていったら判子を押されて、その中の本人控えが返ってくるというだけなのですけれども、ここで事務手間がおっしやっているのは銀行側でして、窓口でお金を預かった後、預かった銀行としては、そのお金を最終的にそれがどの市の税金なのかという、その市に最後は送金しないといけなくなるわけです。最後、送金するときに、ただ送金したのでは誰の何の税金かわかりませんので、それが何年度の、どの市役所の、納税者誰さんの、何税の税金の何万何千円なのかということリスト化して送る必要があるということでございます。

そのリスト化して送るという作業が、ちょっとこれはアナログなのですけれども、納付

書に載っている情報を金融機関の支店のほうで、平たく言うと、わざわざ読んで入力して一覧表にして、お金と半券をあわせて自治体まで届くように回す。自治体というか、正確に言うと自治体の指定金融機関の自治体担当支店あるいは本店に回すということですが、そういう事務が、その半券の姿形がばらついていると、入力したりするときに誤入力が起きていけないしというような感じのお話をいただいているわけでございます。

それに対しまして、要は納付書の姿形、あるいは字の位置の問題ということになるわけですが、納付書の姿形、字の位置を統一するといっても、一番わかりやすい違いとして、納税通知書と納付書は一体でお送りします。圧着はがきで納税通知書・納付書を送っているケースと封筒で送っているケースがありまして、どちらも一長一短あると思いますが、はがきで送っている中の切り取る一部の納付書と、封筒で送る場合の中の切り取る一部の納付書を、完全に字の配置とか場所を一致させるといっても、それはさすがに、もとの台紙の形が違うので難しいということになります。そのところを地方団体に、あるいは地方団体と協議をしているそれぞれの地域の指定金融機関に全国統一といっても、これはなかなか、はがきを封書に変えたら郵便料金が1件当たり20円ずつふえるのを誰が面倒を見てくれるのだというような議論になってしまいます。

そこで、そこを無理に統一というよりは、今、銀行に切り取って回すみたいな格好の現金払いのお客様がたくさん来るという状況なので、そこは大変なわけですが、そのところを減らしていくというのが基本のポイントなのではないかというところを本質としてはやっていきたいということでございます。

○高橋主査代理 ただ、はがきと封筒の違いはわかりますが、封筒も定形とかがいろいろばらついているという話ですか。

○川窪企画課長 封筒の場合にも、確かに納付書にも、ちょっと広目の幅の納付書を使っている団体もあれば、ちょっと狭目とか、同じ横置き封筒であったとしても幾つか差があるようでございます。なので、そこは違うといえば違うわけですが、やはり地方のほうの団体にいくと、県庁も〇〇銀行、市役所も地元の〇〇銀行が指定金融機関ですし、多くの企業の皆さんが現実に納めるのも地元の〇〇銀行みたいになっていて、そこでもその様式がずっと使われていて、そういうシステムができ上がって仕事をされているときに、全国の統一のためにそれを変えるというコストはなかなか、紙を変えるのはですね。

冒頭に申し上げましたように、別に書く中身とか印刷する内容が変わるわけでもないのに、紙を紙のまま使い続けるのだけれども、別の紙にしてくれという話になると、自動読み取りが変わってしまうということから始まって、さまざまな影響が出て、コストがかかってしまいます。しかも、それを役所が一方的に決めているということではなく、地域の金融機関と協議して決めている話でもありますので、そのところは、紙を紙のまま変えるという議論をするよりも、紙を使うという仕事ぶりをとことんまで減らすという方向でやるほうが合理的ではないだろうかと考えているということでございます。

○濱西専門委員 今の話の内容で、少し話が変わるのかもしれませんが、私も電子化を進

めていくべき、それが本質的な解決だろうと思っているのです。そこでお聞きしたいのは、大企業等については、今の方向性ですと、法人関係の税については電子申告という形で、義務づけという方向で進んでいると承知しております。問題となるのは、それを電子化した場合に、大企業のほうはそれに対応した形で、また義務づけとかそういうことも考えられると思っているのですが、いわゆる多くを占める中小企業は義務化というようなところまではまだ至っていないわけで、電子化した場合に中小企業などが、電子申告はできるにしても、ないと紙みたいな形で残ってしまうことになるわけで、そのあたりはどう考えておられるのか。

○川窪企画課長 今回の法律改正で大企業につきましては、国税、地方税、足並みをそろえまして、平成32年度以降、法人関係の申告は全て電子でやっていただくという義務化をかけたところでございます。中小企業につきましては、今は義務化の対象には入れていないのですけれども、70%という目標を立てて公表し、それに向けてということで地方団体とともに取り組んでおりますし、この目標を立てるということにつきましては、規制改革推進会議の行政手続部会の取りまとめに沿いまして、我々のほうで、財務省と総務省とで国税、地方税それぞれについて目標を定め、その目標の中に当面70%と書いてありますけれども、将来は義務化することを前提に100%を目指すというところまで書いてございます。

そういう意味で、世の中には、いずれ義務化をして100%電子でやっていただく時代を目指していますよということは公にしているのです。ただ、現時点では、まだやはり中小企業の方々の中の本当の零細企業も含めまして、税の申告を必ず電子でということについて、100%というところに法律化するのは今すぐはということで、今回は今申し上げたような状況になっていますが、流れとしてはそちらに向けて進めたいという方針を対外的にも立てているという状況でございます。

○高橋主査代理 当面難しいという話はよくわかりました。しかし、電子化の方向で進めていただくということで、申告税のほうはもう実施されているということで、賦課についてこれから御検討ということだと思います。これは税目を個別に積み上げていくというお話をされたのですが、そういう形で取り組まれるのですか。

○川窪企画課長 やはりシステムを組むにはそれなりのコストがかかりますので、どうしてもニーズの高いところ、効果の高いところを優先的にやっていかざるを得ないだろうと思っております。また、この話は個人と法人という議論もございますので、まず、申告手続のeLTAXシステムを使っている法人企業の皆さんがお支払いになる、例えば固定資産税であるとか、そういう共通納税システムを既に使い始めていて、また、ある税目ではそれを使った納税もやっておられて、いわば納税者としての番号とか口座のやりとりがうまくスタートしているようなところからやっていくほうが、スピーディーに対象を広げていくことができるだろうと思っております。

また、納税者が非常に少ない特殊な税もございますので、それらについてまでシステム

化するというのは、必ずしも全国的なコストメリットの関係でプラスにならない可能性もございますので、そこはやはり検討の優先度が落ちる税目もあるだろうと思っております。

○高橋主査代理 システムの全面改修という話ではなくても、そこは部分的にどんどんふやしていくというイメージでやっていただくということなのではないでしょうか。

○川窪企画課長 そうですね。これはシステムの更新、改修の大きさ次第ということだと思うのですが、システムを改修することにも当然コストがかかるので、大体、今のシステムは5年ぐらいを周期に全面的に更新していくようなことでeLTAXシステムはやっておりまして、その最後の1年とかに大きなコストをかけて何かまとまった改修をすることであれば、次の大改修のときに入れるほうが合理的ということもあるかもしれませんが、逆に、大改修の1年後にスタートするみたいなものをやるのは余り効率的ではないので、それだったら頑張っても大改修に間に合わせて、そこでやるほうが良いということもあると思います。そこはやはりコストとメリットをよく考えながら、地方団体が持ち寄ったお金でやる仕事でございますので、地方団体の皆さんが納得できる、できるだけ速いスピード感でやるということかと思っています。

○高橋主査代理 その中に、この6から8と14から16も入っていくだろうということでしょうか。

○川窪企画課長 そうです。その中の取り組む効果が高く、やりやすい税目から、できるだけ早く入れていこうということになります。

○高橋主査代理 その場合には、もう様式は一本化するという話ですね。

○川窪企画課長 それは、そもそも書式が不要になるということかと思っています。電子の情報に基づいて、電子で納めて終わってしまうということでございます。

○高橋主査代理 わかりました。そうすると、電子化の負担もあるのではという話ですから、そこは事業者とも話し合っていていただいて、コストメリットを考えながら、早い段階でこの挙げられた項目については優先度を踏まえつつ、電子化の方向で取り組んでいただくということだと思います。

一番優先的に考えられるのは何だと。そこはまだわからないですか。

○川窪企画課長 やはり固定資産税だと思っております。企業が複数の自治体に納める可能性が高い税だという観点からも、金額的にも件数的にも大きな基幹税でございますので、固定資産税を念頭に、そこをまずできるだけ早く実現できないかという方向でやっていきたいと思っています。

○高橋主査代理 できればその次ぐらいまでを含めて、着手の順番ぐらいまで具体的に、全部ではなくてもいいですが、とりあえずこれとこれとこれはやりますということぐらいを言っていただきますと、我々も少し取り組んだ成果があるかと思っています。その辺は事務局と表現ぶりを合わせていただいて、調整をお願いしたいと思います。

○川窪企画課長 よくわかります。私たちも、今、川窪が何を考えているかと言われると、今申し上げたように固定資産税からとかと言えるのですが、実際の書き物でやると

きに、地方団体のほうの理解、手続がないタイミングのうちに勝手に言えないという事情もどうしても地方団体との関係ではあつたりしますので、そこはまた事務局と相談させていただきながら、やっていきたいと思います。

○高橋主査代理 微妙なところがありますので、ぜひ表現ぶりを。ただ、具体的にここをやりますみたいなことを書いていただけるとというか、考えていますということまで出していただけますと、我々も議長から頑張りなさいと言われたことがございます。ぜひ御協力のほどをよろしくお願いします。

全体、このぐらいでよろしいでしょうか。ちょうど17時になりまして、ちょっと長く御協力いただいて大変ありがとうございました。

それでは、本日の議論はここまでとさせていただきたいと思います。本タスクフォースとしても、書式・様式が異なることによりまして事業者の負担となっているものの改善方策について、引き続き検討してまいりたいと思います。

以上により、本日の議事は全て終了いたしました。

事務局から何かございますでしょうか。

○荒木参事官 次回の会議日程は、また事務局から御連絡させていただきます。

○高橋主査代理 それでは、本日はどうもありがとうございました。